

第2号様式（第3条関係）

景観チェックシート

届出者氏名	海老名 太郎
行為の場所	海老名市勝瀬175番地の1

チェック欄の該当する□に、レ印を付けてください。

「1 全ての行為において配慮する事項」については、全ての届出について記入してください。「2 行為ごとの景観形成基準」については、届出の行為の種類に応じて、①から⑤までのうち該当するものについて記入してください。

1 全ての行為において配慮する事項

配慮する事項		チェック欄	海老名市 確認欄
1 空と遠方の山並みや丘陵地等への眺望の配慮	(1) 眺望点、公共空間等から丹沢、大山、富士山及び九里の土手の稜線等への眺望を阻害しない高さ、規模及び配置としている。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(2) 周辺の街並みとの調和に配慮し、突出しない高さ及び規模としている。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(3) 周辺からの見通しを過度に遮蔽せず、周辺に圧迫感を与えることがないようにしている。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
2 海老名の景観の基盤となる特徴的な要素への配慮	(1) 本市の景観の基盤である九里の土手、農地等の自然環境及び相模国分寺跡等の歴史的景観資源が存在することを意識し、これらに配慮している。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(2) 九里の土手等の緑地において、地域の植生の保全に努め、周辺環境と調和した緑の維持及び保全を行う。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
	(3) 農地等に隣接するため、田園景観及び耕作環境に影響を与えることがないようにしている。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(4) 歴史的景観資源の周辺であるため、必要以上の着色を避け、自然色や自然素材の使用等により、突出した色、材質及び形状としていない。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
3 周辺との調和への配慮	(1) 周辺景観と調和した色彩、素材及び材料を使用し、建築物のデザインの良い化に取り組んでいる。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(2) 中高層の建築物であるため、当該建築物の高層部（高さ10mを超える部分をいう。）の色彩及び形状について、空との調和に配慮している。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
	(3) 色彩基準の上限又は下限に近い色を大きな面積で使用するため、周辺からの見え方に配慮し、道路等の公共空間との間に植栽等を設置する。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
4 継続的な景観への配慮	景観への配慮は、行為完了後も維持、管理していく。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
・「はい」又は「いいえ」を選択した全ての項目について、具体的な説明を記入してください。 1 共同住宅を建築するが、周辺建築物と同等の規模としており、周辺に圧迫感を与えない。 2 農地に隣接するが、境界にフェンス及び植樹帯を設けることで周辺に配慮している。 3 周辺建築物と調和の取れるグレー系の壁面色としており、基準にも適合している。 4 景観への配慮については、管理者、居住者に伝達し、建築行為完了後も維持管理する。			☐

2 行為ごとの景観形成基準

【① 建築物の建築等】

景観形成基準		チェック欄	海老名市 確認欄
1 壁面、屋根等の外観の色彩	(1) ベースカラー（各立面の面積の5分の1を超える面積で使用する色をいう。次号において同じ。）は、全て色彩基準に適合している。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(2) ベースカラーの組合せに、補色（色相環で正反対に位置する色をいう。）は使用しない。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
	(3) アクセントカラー（色彩基準の範囲外で、各立面の面積の5分の1以下の面積で使用する色をいう。）は、建築物の低層部（高さ10m以下の部分をいう。以下同じ。）に使用している。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(4) 市街化区域又は海老名駅東口地区において、市街化調整区域に接する部分は、市街化調整区域の色彩基準の範囲内としている。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
・「はい」又は「いいえ」を選択した全ての項目について、具体的な説明を記入してください。 (1) グレー系の色を使用し、色彩基準範囲内としている（マンセル値等は彩色した立面図参照）。 (3) エントランスにアクセントカラーを使用するが、高さ10m以下、立面の1/5以下の面積としている。 (4) 東の農地側が市街化調整区域になるが、東の壁面色は市街化調整区域の色彩基準範囲内としている。			☐
2 高さ	(1) 瓢箪塚古墳眺望点及び貴日土神社眺望点から見える山並みの眺望を阻害しないようにしている。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(2) 大谷近隣公園の眺望点から見える山の稜線 ^{りゅうせん} を遮らない高さとしている。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
・「はい」又は「いいえ」を選択した全ての項目について、具体的な説明を記入してください。 (1) (2) 周辺建築物と同等の高さであり、眺望点からの眺望を阻害しない。			☐
3 形態意匠	(1) 宿泊施設又は遊戯施設において、建築物又は駐車場の出入口が当該敷地の外部から見通せる。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
	(2) 建築物の屋上等に、地域性にそぐわない華美な装飾物を設置しない。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
	(3) 壁面に鏡面素材を使用する場合は、周辺の屋外広告物の照明が映り込むことがないようにしている。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
	(4) 建築物及び附属設備の規模は、周辺の街並みとの調和に配慮したものであること。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
・「はい」又は「いいえ」を選択した全ての項目について、具体的な説明を記入してください。 (4) 周辺建築物と同等の規模としており、突出するものではない。附属設備についても目隠しフェンス設置等により周囲からの景観に配慮している。			☐

4 屋外に設置する設備	(1) 駐車場の入口に、目隠し、のれん等は設置しない。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(2) 外壁がない立体駐車場は、道路等の公共空間への露出や車のヘッドライト等の周辺への漏れに配慮し、ルーバーの設置、樹木の植栽等を行う。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
	(3) キュービクル、変圧器、受水槽、室外機、その他の附属設備等は、道路等の公共空間から可能な限り見えない場所に設置する。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(4) 自動販売機、ごみ集積所等の設置については、周囲に配慮した配置及び形態意匠とする。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(5) 建築物の屋上等に設置する設備は、周囲の壁面の立ち上げ等により、目隠しを行う。 建築物の屋上等に設置する設備が露見する場合は、突出感をなくし、建築物の外観と同じ色彩、素材及び仕上げ材の使用等により工夫する。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
・設置する設備を全て記入してください。 ☒ キュービクル ☐ 変圧器 ☒ 受水槽 ☒ 室外機 ☐ その他（ ） ・「はい」又は「いいえ」を選択した全ての項目について、具体的な説明を記入してください。 (1) 居住者用の駐車場であり、入口に目隠し等は設置しない。 (3) (5) キュービクルを屋上に設置するが、目隠しフェンスを設置する。受水槽は主要道路の反対側に設置し、周辺には高木を植樹することにより修景している。室外機はバルコニー内に設置する。 (4) ごみ集積所はブラウン系の化粧ブロックを施し、ストッカーを設置することで周囲に配慮する。			☐
5 敷地への緑化及び植栽	(1) 敷地内には、建築区域面積に応じた緑化を行う。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(2) 生育が良好な既存樹木は、可能な限り保存する。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
	(3) 木竹の植栽に当たっては、美観に配慮し、道路等の公共空間から見える場所を選定している。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(4) 植樹の際は、まち並みに彩りを与えるように配慮しながら、四季を感じる樹種等、複数の樹種を選定し、樹高、樹種を考慮して配置する。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(5) 建築物の屋上、テラス及び壁面の緑化については、道路等の公共空間から見えるように工夫している。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
・(植樹予定樹種： サツキ、アジサイ、ハナミズキ、ヒメシャラ等、別紙植栽計画図参照) ・「はい」又は「いいえ」を選択した全ての項目について、具体的な説明を記入してください。 (1) 高木○本、中木○本、低木○本を植樹することにより、植栽面積○㎡となり、基準以上としている。 (3) (4) エントランス付近や道路側に低木・高木、常緑樹・落葉樹を織り交ぜて配置し、周囲に対して四季を感じられるように配慮している。			☐
6 敷地周り	(1) 塀、垣及び柵には、過剰な装飾をしない。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(2) 塀及び柵は、周辺と調和するよう、色彩、素材、仕上げ材等を工夫している。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
・「はい」又は「いいえ」を選択した全ての項目について、具体的な説明を記入してください。 (1) (2) 敷地の周囲にフェンスを設置するが、周辺の色と調和させた色（ブラウン系）とする。			☐

【② 工作物の建設等】

景観形成基準		チェック欄	海老名市 確認欄
1 外観の色彩	(1) ベースカラー（各立面の面積の5分の1を超える面積で使用する色をいう。次号において同じ。）は、全て色彩基準に適合している。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(2) ベースカラーの組合せに、補色（色相環で正反対に位置する色をいう。）は使用しない。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
	(3) アクセントカラー（色彩基準の範囲外で、各立面の面積の5分の1以下の面積で使用する色をいう。）は、工作物の低層部（高さ10m以下の部分をいう。）に使用している。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
	(4) 市街化区域又は海老名駅東口地区の市街化調整区域に接する部分は、市街化調整区域の色彩基準の範囲内としている。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
2 高さ	(1) 瓢箪塚古墳眺望点及び貴日土神社眺望点から見える山並みの眺望を阻害しないようにしている。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(2) 大谷近隣公園の眺望点から見える山の稜線 ^{りきせん} を遮らない高さとしている。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
3 擁壁	(1) 可能な限り、現況の地形に合わせた勾配としている。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(2) 擁壁上部の張り出しはない。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(3) 緑の連続性に配慮した修景に努め、仕上げ材等の工夫又は擁壁前面への緑化を行う。 ただし、道路等の公共空間に露見しない部分については、この限りでない。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
4 形態意匠	過剰な装飾はしない。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
・「はい」又は「いいえ」を選択した全ての項目について、具体的な説明を記入してください。 1 擁壁を設置するが、色彩はコンクリート素地(N7.0)とし、基準範囲内としている。 2 地形に合わせた擁壁の設置であり、眺望を阻害するような規模ではない。 3 地形に合わせた最小限の擁壁の設置であるが、擁壁前面に植栽を行うことで、景観に配慮している。 4 コンクリート素地であり、装飾はしない。			☐

【③ 開発行為】

景観形成基準		チェック欄	海老名市 確認欄
1 敷地への緑化及び植栽	(1) 敷地内には、開発区域面積に応じた緑化を行う。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(2) 生育が良好な既存樹木は、可能な限り保存する。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
	(3) 木竹の植栽に当たっては、美観に配慮し、道路等の公共空間から見える場所を選定している。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(4) 植樹の際は、まち並みに彩りを与えるように配慮しながら、四季を感じる樹種等、複数の樹種を選定し、樹高、樹種を考慮して配置する。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
・（植樹予定樹種： サツキ、アジサイ、ハナミズキ、ヒメシャラ等、別紙植栽計画図参照） ・「はい」又は「いいえ」を選択した全ての項目について、具体的な説明を記入してください。 (1) 高木〇本、中木〇本、低木〇本を植樹することにより、植栽面積〇㎡となり、基準以上としている。 (3) (4) エントランス付近や道路側に低木・高木、常緑樹・落葉樹を織り交ぜて配置し、周囲に対して四季を感じられるように配慮している。			☐
2 大規模造成又は地形改変	(1) 地形の改変、盛土及び切土は、必要最低限としている。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
	(2) 法面が生じる場合は、垂直を避け、可能な限り、緩やかな勾配とするとともに、周辺景観との調和に配慮し、緑化を行う。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
・「はい」又は「いいえ」を選択した全ての項目について、具体的な説明を記入してください。 (1) 地形に合わせて最低限の盛土、切土としている。 (2) 法面は緩やかな勾配とし、周囲に植栽する。			☐
3 擁壁	(1) 可能な限り、現況の地形に合わせた勾配としている。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
	(2) 擁壁上部の張り出しはない。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
	(3) 緑の連続性に配慮した修景に努め、仕上げ材等の工夫又は擁壁前面への緑化を行う。	☐ はい ☐ いいえ ☒ 該当無し	☐
・「はい」又は「いいえ」を選択した全ての項目について、具体的な説明を記入してください。 最大3段のコンクリートブロックのみであるため、該当無しとした。			☐
4 その他施設	ごみ集積所の設置については、周囲に配慮した配置及び形態意匠とする。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
・「はい」又は「いいえ」を選択した全ての項目について、具体的な説明を記入してください。 ごみ集積所はブラウン系の化粧ブロックを施し、ストッカーを設置することで周囲に配慮する。			☐

【④ 木竹の伐採に関する景観形成基準】

景観形成基準	チェック欄	海老名市 確認欄
1 伐採は、必要最小限とし、周辺景観との調和に配慮している。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
2 やむを得ず伐採する場合は、可能な限り周辺の樹種及び植生にあった樹木の植栽を行うように配慮している。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
・「はい」又は「いいえ」を選択した全ての項目について、具体的な説明を記入してください。 1 建築物の建築を行う上で、必要な部分について庭木の伐採を行う（現況図参照）。 2 植栽計画図のとおり、周辺景観に配慮した植栽を行う。		☐

【⑤ 特定照明】

景観形成基準	チェック欄	海老名市 確認欄
1 美しい夜空の保全に配慮し、上空へ過剰な光を漏れいさせない。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
2 光源を上方に向ける場合は、対象物以外のものへの照射を避け、周囲への光の拡散を防ぐ。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
3 点滅する光源、動きのある光源及び濃色に着色された光源を使用するものは、使用しない。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
4 商業系地域以外の地域では、ネオン管（エル・イー・ディー・ネオンを含む。）は使用しない。	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当無し	☐
・「はい」又は「いいえ」を選択した全ての項目について、具体的な説明を記入してください。 建築物に対する照明を行うが、立面図のとおり、部分的に壁面を強調するように暖色系の照明を当てるものであり、上空や周辺への漏れはない。		☐